

平成19年7月  
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成19年7月27日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	税 務 課 長 藤 平 光 雄 君
市 民 課 長 関 利 幸 君	介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君
都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
---------------	-------------------

---

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 市長の行政報告

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第36号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算

議案第38号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

---

## 開 会

平成19年7月27日（金） 午前10時00分開会

○議長（末吉定夫君）ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより平成19年7月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

### 市長の行政報告

○議長（末吉定夫君）日程第1、市長の行政報告であります。市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）本日、平成19年7月勝浦市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

7月14日から15日にかけて接近しました台風4号関係についてであります。14日午前3時から15日午後7時までの累積降雨量で349ミリメートル、この間の1時間雨量が105ミリメートルでありました。

市といたしましては、被害に備え、14日23時56分に災害対策本部を設置するとともに、避難所全21カ所を開設いたしました。避難者は、市役所17名、日本武道館研修センター5名、興津小学校2名、総野小学校6名、合計で30名でありました。

被害状況につきましては、7月25日までの中間報告といたしまして、人的被害はありませんが、家屋関係におきましては、全壊家屋1件、床上浸水28件、床下浸水55件、また道路・河川関係におきましては、法面崩壊、路肩決壊等が106件、河川の護岸決壊等が16件、民地裏山崩壊が20件の計142件、農林水産施設関係におきましては、田畑の法面決壊等が39件、農業施設の被災が25件、山地の法面決壊が5件、漁港区域内赤道の路面陥没等が3件の計72件でありました。

なお、床上・床下浸水の家屋につきましては、覚知後、直ちに消毒作業を実施いたしました。また、災害箇所未復旧箇所につきましては、道路10件、河川3件を公共土木施設災害復旧事業で、農地12件、農業用施設8件を農地農業用施設災害復旧事業で、保安林の崩壊1件につきましては治山事業で対応してまいりたいと考えます。

今後におきましても、台風・大雨等についての情報の把握に努め、災害防止に努力してまいりたいと考えます。

以上で行政報告を終わります。

---

## 会 期 の 決 定

○議長（末吉定夫君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

---

## 会議録署名議員の指名

○議長（末吉定夫君）日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において忍足邦昭議員及び刈込欣一議員を指名いたします。

---

## 議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君）市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君）ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第4、市長提出議案を上程いたします。

議案第36号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第36号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険税の所得割額及び資産割額算定の基礎となります所得金額及び固定資産税額がそれぞれ決定したこと、また、平成18年度国民健康保険特別会計の決算を踏まえ、保険給付費を見直すとともに、繰越金の一部を充当し、被保険者の税負担の軽減を図るべく、国民健康保険税の本算定に当たり、関係規定につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、国民健康保険の被保険者に係る税率につきましては、所得割額の税率を100分の10.4から100分の8.2に、被保険者均等割額を1人について3万3,000円から3万円に、世帯別平等割額を1世帯について3万3,600円から2万7,600円に改め、基礎課税額の限度額を53万円から56万円に改め、また低所得者に対する軽減措置につきましても、7割軽減対象世帯の被保険者均等割額1人について2万3,100円から2万1,000円に、世帯別平等

割額1世帯について2万3,520円から1万9,320円に改め、5割軽減対象世帯の被保険者均等割額1人について1万6,500円から1万5,000円に、世帯別平等割額1世帯について1万6,800円から1万3,800円に改め、2割軽減対象世帯の被保険者均等割額1人について6,600円から6,000円に、世帯別平等割額1世帯について6,720円から5,520円に、それぞれ改正しようとするものであります。

次に、介護納付金課税被保険者に係る税率につきましては、所得割額の税率を100分の1.9から100分の1.6に、被保険者均等割額を1人について8,400円から7,800円に、世帯別平等割額を1世帯について8,400円から6,600円に改め、介護納付金課税額の限度額を8万円から9万円に改め、また、低所得者に対する軽減措置につきましても、7割軽減対象世帯の被保険者均等割額1人について5,880円から5,460円に、世帯別平等割額1世帯について5,880円から4,620円に、5割軽減対象世帯の被保険者均等割額1人について4,200円から3,900円に、世帯別平等割額1世帯について4,200円から3,300円に、2割軽減対象世帯の被保険者均等割額1人について1,680円から1,560円に、世帯別平等割額1世帯について1,680円から1,320円にそれぞれ改正し、いずれも本年度の課税から適用しようとするものであります。

なお、本条例改正につきましては、去る7月17日、勝浦市国民健康保険運営協議会に諮問し、同月18日に妥当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）今の提案と少し離れると思いますが、十分関連することなので、ぜひお願いしたいと思うのですが、今回の提案の中身については、それぞれ全部国保税の税率の改正、それぞれ所得割が2.2%の減、資産割は40%で変わりませんが、均等割3,000円、平等割6,000円の減と、限度額だけ53万円から56万円、3万円の増になっておりますが、全体として介護分も含めてそれぞれ減額措置でありますから、特に異論はないわけですが、ただ一つ、まちの中でもいろいろな情報の中で、今回下げてもらおうということは非常に結構なことだという意見もありながら、それでもなお、国保税に対する負担の重さというのは、実感として依然としてあると。だから、そういう中で、ぜひとも税の納入の回数、これについて、同じ額を結局支払うんだが、しかし現行の8回の支払いよりも10回にしてもらおう、あるいは12回にしてもらおう。近隣を見てみると、大多喜町が国保税の納入回数が10回になっているのですが、そのようにぜひしてもらえれば、1回の支払い額が少なくなるので、若干は支払いやすいと。この際、国保税だけでなしに、水道料、その他の支払いもあるし、あるいは県税、所得税の支払いもあるし、その他、民間のいろいろな支払いもある中で、そういう措置、配慮はしてもらえないかどうかという声も何人かの人たちから聞きました。

私も、なるほどと。結局、同じ額を年間として払うにしても、一どきに払うのと分割で払うのと、しかも、その分割が回数が多くなれば、より払いいいなど。ひいては、徴収率の向上にもつながっていくなど。その意見を出した本人もそう言ったのですけどね。

そんなことが出てきましたので、そういう点について検討の余地はないのか。実例として大多喜があるし、ぜひやってもらいたいなという気もするのですが、その点について見解をお聞きしたい。

それと同時に、もし近隣で8回とか10回とか、あるいはそれ以上とか、もっと少ない回数とか、実情をつかんでおられれば、その辺もあわせてお伺いをしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君）お答えいたします。今おっしゃられましたように、長生区域、また夷隅区域、この中で納税回数10回という制度をとっておりますのは大多喜町がございます。また、県内では8事業体ございます。ただ、今、一番回数的に多いのは8回というのが実態でございます。また、大多喜町の税条例、調べてみたのですけれども、特例によって10回にしてあるというふうになっておりました。本来の納税は4回ということでありましたけれども、勝浦市に比べまして大多喜町の方が収納率、若干いいということもございます。また、確かに言われるように、1回に大きなお金を納めるよりは分割で納める方が納めやすいというメリットもあるかと思えます。今後につきましては、大多喜町、また同じ10回方式をとっているところの状況等を調べまして、検討していきたいと思えます。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君）3点ほどお伺いしたいのですが、まず第1点目は、勝浦市の国保税が他の市町に比べて高いというふうに言われております。それでは、その高くせざるを得ない要因ですね、どうしてそういうふうによくせざるを得ないのか。これは一般被保険者はわかってるようでわかってないというふうに思うのです。その辺の要因を、大きなところを説明をいただきたい。

その要因があるとすれば、その要因を是正するためにどのような対策を講じてきたのか、また講じていこうとしているのか、その辺も伺いたい。

そして、もしその対策を講じてきたとすれば、その効果はどのようにあらわれてきているのか、その3点についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君）お答えいたします。まず、他市町村に比べて高い要因でございますけれども、端的に言ってしまえば、まず1人当たり医療費等がかかっているという形が、まず大きな点として上げられると思えます。また、逆の半面、そういった所得の関係につきましても、他市町村と比べ、比較的、こちらの方は担税力が弱いということも、また言えるのではないかなという形で考えております。

その要因に対する対策でございますけれども、皆様方もご承知のように、今の健康保険につきましても、保険証1枚あれば、どこでもだれでもかかると。大変利便いいような形になっております。したがって、フリーアクセスでかかれるわけですから、行政の方でそれを規制するということは当然にできません。そうなりますと、皆様が健康であるということが、まず一番必要なことではないかと。これは皆さん、だれしも承知していることだと思いますけれども、そういたしますと、健康づくりに力を入れて、当然にこれは一ター朝で成り立つものではございませんので、長い年月をかけて行っていかなきゃいけないと思えますけれども、そちらの方の関係につきましても、介護健康課の方の健康づくり事業等を推し進めて勝浦市の方もやってきたわけですが、ただ、どれだけ医療に対して効果があったのかということにつきましても、正直な話、現在の状況ですと、はっきり申し上げまして、医療データとそういう基本健診のデータが合致いたしておりません。そういたしますと、その因果関係につきましても、現状においては、要するに、どこまでその効果があったのかということにつきましても、明確にはお答えいたしかね

ます。

ただ、20年の4月より今度は保険者に特定健診、特定保健指導というものが法律によって義務づけられます。そういたしますと、今度は国保の、要するに保険者として被保険者に対しましてそのような基本健診並びに保健指導を行って、要するに医療費への適正化を図るという形になりますので、20年4月以降は医療データとそういう基本健診に係るデータが国保の方である程度把握が可能になりますので、その辺につきましては、より因果関係というものが明確になるのではないかとこの形で現在は考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君）わかりました。私も、まず医療費を抑制する、それが第一ではないかと思えます。いわゆる予防医療ですね。そういった面で、被保険者に対してもう少しPRを徹底していただければと思います。要するに、いたずらな医療費を使わないんだというようなことも必要かと思えます。これは要望にとどめます。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、議案第36号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところの通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君）挙手全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君）次に、議案第37号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、議案第38号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第37号及び議案第38号の提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第37号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算から2,296万

5,000円を減額し、予算総額を68億 4,466万 5,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、民生費におきましては国民健康保険特別会計の事業勘定に対する繰出金を2,328万円減額し、土木費におきましては、松部地先の市道見長台・西ノ谷線に係る道路管理上の瑕疵を理由に、平成19年5月28日付で勝浦市松部1697番地、久我廣之氏より勝浦市を被告とした損害賠償を求める訴えが千葉一宮簡易裁判所に提起されましたので、当裁判に係る弁護士着手金として道路橋りょう費に31万 5,000円を追加計上しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算で国庫支出金99万 9,000円、県支出金 1,342万 7,000円、繰越金 853万 9,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、議案第38号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は事業勘定の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算から 5,717万 4,000円を減額し、予算総額を26億 9,457万 1,000円にしようとするものであります。

歳出の予算のうち保険給付費におきましては、退職被保険者等療養給付費を主に6,498万2,000円を減額し、老人保健拠出金におきましては、老人保健医療費拠出金を主に34万 6,000円を追加し、介護納付金におきましては36万 9,000円を減額し、諸支出金におきましては、療養給付費等交付金返還金として 783万 1,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算で国庫支出金20万円、繰越金 7,843万 8,000円を追加計上し、国民健康保険税 1億 344万 9,000円、療養給付費等交付金 760万 9,000円、県支出金 147万 4,000円、繰入金 2,328万円を減額しようとするものであります。

以上で議案第37号及び議案第38号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君）この際、担当課長から補足説明を求めます。関市民課長。

〔市民課長 関 利幸君登壇〕

○市民課長（関 利幸君）命によりまして、議案第38号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、所得金額及び固定資産税額の決定、また、平成18年度決算見込みを踏まえ、保険給付費の見直しを図るとともに、繰越金の一部を充当し、被保険者の税負担の軽減を図るべく行われた保険税率の改正に伴うもののほか、老人保険拠出金及び介護納付金の支払い額の確定、療養給付費等交付金の精算に伴う補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から申し上げます。

恐れ入りますが、22ページをお開き願います。2款の保険給付費についてであります。冒頭で申し上げましたとおり、平成18年度の決算見込みを踏まえ、各項目について給付費を見直した結果、1項の療養諸費で 5,185万円、2項の高額療養費で 1,313万 2,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。特に療養諸費の約7割を占める一般被保険者分の療養給付費について申し上げますと、当初予算では18年度実績に対し6.99%の増でありましたが、見直しにより4.80%の増となりました。その他給付費については、節、説明欄記載のとおりであります。

24ページをお開き願います。老人保健拠出金についてであります。社会保険診療報酬支払基金から本年度の拠出金の確定通知がありましたので、医療費分の拠出金で34万 5,000円、事務費分で 1,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

26ページをお開き願います。介護納付金につきましても、社会保険診療報酬支払基金から本年

度の納付金の確定通知がありましたので、36万9,000円を減額しようとするものであります。

28ページをお開き願います。諸支出金につきましては、療養給付費等交付金返還金として783万1,000円の追加計上であります。これは18年度分の退職者医療療養給付費等交付金の精算に伴い、交付額が2億7,216万5,001円と確定し、既に受け入れてある2億7,999万7,000円との差額を返還しようとするものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。18ページをお開き願います。1款、国民健康保険税であります。1億344万9,000円を減額しようとするものであります。これは冒頭で申し上げましたとおり、保険給付費の見直し及び繰越金の一部充当等により、税率の改正を行ったことによるものであります。

次に、4款、国庫支出金であります。国庫負担金の療養給付費等負担金で20万円を追加しようとするものであります。

まず、現年度分療養給付費等負担金835万5,000円の減額につきましては、保険給付費の見直し、老人保健拠出金及び介護納付金の支払い額確定によるものであります。

次に、過年度分療養給付費等負担金855万5,000円の追加につきましては、18年度分の負担金の精算に伴い、既に受け入れた額との差額を追加計上しようとするものであります。

次に、5款、療養給付費等交付金で、760万9,000円減額しようとするものであります。これは退職被保険者等に係る保険給付費の見直し及び保険税収入の変更に伴うものであります。

20ページをお開き願います。6款、県支出金147万4,000円の減額につきましては、県財政調整交付金で、国庫支出金の欄で申し上げました保険給付費の見直し、老人保健拠出金及び介護納付金の支払い額確定によるものであります。

次に、9款、繰入金2,328万円の減額であります。これは一般会計からの繰入金でありまして、1節及び2節の保険基盤安定繰入金につきましては、均等割額及び平等割額の改正とあわせ、保険税軽減の世帯及び被保険者数の見込み数に対し、当初予算額との差額を減額しようとするものであります。

5節の財政安定化支援事業繰入金の404万6,000円の減額につきましては、軽減世帯数等、一般会計から繰り出す際の係数等が変更となるため、当初予算額との差額を減額しようとするものであります。

10款、繰越金につきましては、7,843万8,000円を計上いたしました。

1目の療養給付費等交付金繰越金783万1,000円の追加であります。これは歳出の諸支出金で説明いたしました療養給付費等交付金の返還に要する財源であります。

2目のその他繰越金7,060万7,000円の追加計上につきましては、前年度の繰越金でありまして、保険税率改正のため充当しようとするものであります。

以上をもちまして議案第38号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての補足説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 議案第37号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、13ページの弁護士報酬費31万5,000円について、これに関連する諸問題も含めて見解をお聞かせいただきたいと思っております。

これは、説明では損害賠償請求にかかわる弁護士着手金ということですが、これだけ見ていると、何言っているんだか、よくわからない。市長が何を理由にして損害賠償を請求されたのか。これは非常に歴史的な経過のある問題で、市民から損害賠償を請求されたから裁判になっちゃった。だから、行政としても弁護士を雇ってこれに対応する。そのための補正予算が必要だというだけでは、何の説明にもなってない。なぜ、こういう裁判が起こされたのか。この裁判は何を目的にして市長が市民から訴えられたのか。その辺の経過を含めて、きちんと整理をした上で、そして損害賠償請求されたという現実を踏まえて、今後、この本件問題についてどうするかということをおわせて提起をしないと、この問題については、いいとも悪いとも言いようがない。市長が個人的に訴えられたものだったら、市長が勝手にやればいいじゃないですか。何の理由で訴えられたのか。このことをきちんと明確にする必要があるというふうに私は思うわけでありませう。

といいますのは、私もこれは住民監査請求やった当の一人でございますから、この問題がこういうあいまいな形で損害賠償請求されたから、弁護士頼むから金を出せというだけの提案理由で議会を通してはいけないだろうというふうに私は思っています。

ちなみに、本件問題の歴史的な経過について若干触れてみたいと思うのでありますが、皆様にご案内のように、平成13年に国から法定外公共物を地方自治体に譲与すると、こういうことになって、平成13年3月議会で法定外公共物譲与申請図作成委託料、こういうものが提案をされました。そして、当時の財政課長からこのような説明があったのです。「地方分権一括法の施行に伴い、現在、国において管理している道路敷等の法定公共物及び道路法あるいは河川法等の適用または準用されない、いわゆる赤道あるいは青道と言われるもので、公共の用に供されているものについて、法定外公共物として国から譲与を受けるに当たって、その手続に必要な申請図の作成委託料を計上したのである。」そして、この法定外公共物譲与申請図作成業務委託料として、平成13年度総野地区 1,663万円、平成14年度は勝浦地区で行う予定で 1,316万円、平成15年度は上野地区で行う予定で 1,068万円、平成16年度、興津地区で行うこととして1,520万円、合計5,565万円を予定していると、こういうことであります。

そして、この3月議会において、この予算と同時に勝浦市法定外公共物管理条例が提案をされて可決されているところです。

この法定外公共物管理条例では、第1条で、その設置目的について次のように規定しています。「この条例は、道路法及び河川法の適用または準用を受けない法定外公共物の管理及びその利用に関し必要な事項を定め、公共の安全を保持するとともに、生活環境の保全及び適性な利用を図り、もって公共の利益に寄与することを目的とする。」この条例の設置目的をこのように述べているのであります。

この条例は、このほかに第4条で、市長の許可を必要とする事項、つまり工作物の新築、改築、または除去すること、特定の目的のために占用、または使用すること。この場合は市長の許可を受けなければならない、このようになっています。同じ条例の11条では、占有した場合の占有料の徴収。17条では、これに違反した場合の罰則規定があります。

こうした経過の上で、従来からあったのでありますけれども、勝浦市に譲与された法定外公共物が、赤線、青線が譲与されたということをおまえて、平成15年10月31日に市民による住民監査請求が行われ、同年11月5日付で受理をされ、12月25日付で監査結果が明らかになった。

監査内容であります、一つとして昭和38年ごろに千葉県が行った国道を横断するコンクリート暗渠構造物（底幅2メートル、側壁を含めた総幅2.4から2.5メートル）が上流の水道敷に延長されており、この上部が市道として使用されているが、現状では道路幅員1.7から2.1メートルしかなく、この暗渠構造物上に隣接地権者の構造物が突出して幅員を狭めている。以上、請求人の主張する事実を確認した。つまり、赤線が消えてしまっている上に幅員が青線にも満たないことを確認しているのであります。

こうした事実を確認した上で、監査委員の判断として、請求人が主張する不法占拠により狭隘化され、交通を著しく阻害されていると言われる赤道・青線については、現状で道路として使用できる幅員が、水路構造物（暗渠）の幅員にも満たないことから、当該地の隣接地権者において不法に占拠されていると判断せざるを得ないと、このように監査委員としての判断を下した上で、市長に対して今般の請求人が主張する狭隘化された道路については、道路管理者として不適切な対応が認められるので、早急に適切な改善策を講ずることを勧告する。このような勧告が出されているのです。これが、平成15年12月25日であります。それから今日まで4年近い歳月が流れた。

本件問題を理解する上で重要なことは、市民が住民監査請求を行った目的は何かということについてであります。この件について、私は友人の弁護士と相談をしました。弁護士の意見では、市民は法定外公共物、いわゆる赤線・青線の地権者ではない。したがって、不法占拠している者に対して撤去、つまり立ち退きを請求する権利はない。しかし、法定外公共物、つまり赤線・青線の所有権が国から市に移譲された今日、市民の共有財産として市長は適切に管理、運用する義務が生じている。一部市民が市の財産である法定外公共物を不法に占拠し、そのことによって周辺住民に多大な損害を与えていることから、市長に対して不法占拠をやめさせ、市の財産を適切に管理するよう求める住民監査請求ができること。その結果をもとにして、市長に対してそれを履行するよう裁判を起こすことができるということを弁護士は言っているのであります。監査委員は、請求人の主張を全面的に認めて、さきに述べたような勧告を市長に対して発出しているのであります。

つまり、請求人は、市長が法定外公共物を適切に管理し、不当占拠に対しては法に基づき適切に対処することを求め、それが適切に行われない場合は、市長を告訴することを前提に住民監査請求を行った。当時、住民監査請求を行った市民の意図は、こういうことにある。住民監査請求をした一人として、私もその旨を赤裸々に行政側に伝えてあるはずであります。

私はそうした上に立って、平成16年6月議会においてこの問題を取り上げて、本件問題に対する市の基本的なスタンスについて質問をしました。これに対して当時の都市建設課長は、千葉県から財産管理にかかわる境界確定等の経過、また事案ごとの指導経過等の情報を入手する予定になっている。これらをもとに、占使用の実態と現状等を把握して、昭和42年の建設事務次官通達にあります公共用財産の無断占使用に関する措置についてという内容の通達に基づいて対応してまいりたい。その内容としては、現状の十分な把握、また正規の手続をとらせて、許可等をする。また、原状回復について指導を行う。さらに、悪質な場合は告発等の手続をとるというような内容になっています。このように当時の課長は答弁しているのです。悪質な場合は告発等の手続をとる、こういう答弁をしている。そういう通達が事務次官通達としておりにいる。これに基づいてやりますよということを言ってるんです。しかし、市長はその後の経過に見られるように、適切かつ実効性のある措置はとられなかった。だから、請求人の一人である市民は、裁判に訴えて

今回の問題となったのであります。

ですから、この損害賠償請求は、こうした背景の中で、こうした明らかな意図を持って行われた裁判である、こういうふうに私は受けとめなければいけないんじゃないか、このように思うわけであります。

その後の経過であります。私は市長が適切かつ実効性ある措置をとらなかったとはいえ、何もやらなかったと言うつもりはありません。一応、形だけは手続を踏んでいます。私の知る限りでは、一つとして平成16年2月25日付で藤平市長から監査委員に対して勝総第 813号が発せられた。内容は、監査委員の勧告に基づいて、土地使用者及び土地所有者に対して当該構造物の一部をできるだけ早く撤去願いたい旨の通知を相手方に行った。そして、その後、2度にわたって100万円余りの補正予算を組んで測量をし、何度か地権者との話し合いを持つように努力したというふうに聞いています。しかし、私の聞いた範囲では、話し合いを求めても相手は居丈高になって、ほとんど話し合いにはならず、たびたび職員を派遣して話し合いに応ずるよう説得を試みましたが、職員はただ罵倒されるだけで話し合いにはならなかった、このように私は担当課長から承っています。これは関係者全員がこういう態度をとったということでもあります。ある特定の人は、こういう態度をとって話し合いにならなかったんだ、このように言っているのであります。

昨年、本件問題を調停するために法務局内に筆界特定制度が発足して、市はこれを活用しようとして、平成18年8月23日、千葉地方法務局夷隅出張所へ申請書を提出したというふうに聞いております。担当課の話では、6カ月ぐらいで判定が出ると思われませんが、この制度は今回が初めて発足したので、初めてのケースでありますので、多少時間がかかるかもわかりませんということ聞いております。

しかし、この制度は、たとえ筆界特定制度の中で意見が出たとして、判定が出たとしても、法的拘束力は全く何もなくて、相手が合意しなければ裁判にかける以外に方法がないですね。平成19年5月19日、筆界特定登記官、委員2名が現地調査に入りまして、同年5月21日午前中に当該関係者から意見を聴取し、午後、勝浦市及び大原地域整備センターから意見聴取が行われたと聞いております。

私は、裁判を起こされた後でこのように聞きましたが、こうした経緯について行政側から住民監査請求を行った者に対してほとんど説明がなされないまま、今日に至っているのではないか。だから、行政側を信頼し、行政の努力を見守る忍耐も限界を越えた。歳月も4年近く流れている。こういう状況のもとで、ことしに入って住民監査請求者は、独自に弁護士を頼んで訴訟を起こすことを私に通告してきたのです。勝手にやらせてもらいます。いつまでたっても、市が動きません。だから、自分で測量士も頼み、弁護士も頼んでやらせてもらいます。こういうふうに私に通告をしてきました。私ともう一人、先ほどの久我廣之さんが当該者であります。彼からそういう通告を受けたのであります。

既に、それ以前に測量してありまして、その結果と今日までの経過を添えて裁判に及んだ。だから、単純に、簡単に損害賠償請求したというだけではない。これは枝葉の問題。本体を解決するために、彼はこういう市長を告訴するという手段に及んできた。こういう背景をきちんと理解して対応しないと、私はとんでもない間違いになるのではないかというふうに思うわけでありませぬ。

この損害賠償請求が、仮に市長がこの裁判で敗訴した場合、どうなるんですか。市長が市の監

査委員の勧告に基づき、かつ市が業務委託して実測した結果に基づき、さらに市の法定外公共物管理条例に基づき行政執行する上で障害となっている物件を撤去するために起こす裁判費用については、当然、市の財政を投入して対処すべきでありますけれども、監査委員の勧告を執行せず、その上、みずから制定した法定外公共物管理条例がありながら、さらには昭和42年当時の建設省事務次官通達に基づき対処すると議会で答弁しながら、適切な対応をしなかったために敗訴となった場合、その後の裁判の対応は市が対応できるのか。こういう問題についても、大いに検討しなければならない問題であります。

そこで私は質問するのでありますけれども、訴状の内容、損害賠償請求されたから31万 5,000円の弁護士着手金を補正予算で組んで、それを議会が認めてくれ、こう言っている。しかし、じゃあ、どういう内容で損害賠償請求されたのか、この説明が何も無い。まずここのところを1点、明らかにしていただきたい。

私は、先ほどからも再三述べましたように、この裁判を一体行政側は、特に市長、どういうふうに受けとめているのか。この原告は、この裁判によって何を求めていると理解しているのか。この裁判で今、何が問われていると考えるのか。この点についても見解を求めたいと思います。

そして、その上で、市長は今日までの本件問題に対する対応について、適切であったと考えているのかどうか。

4点目として、さらにこうした経過に踏まえて、今後の対応について、具体的にどのように考えているのか、明らかにしていただきたいと思うわけであります。

私は、本件問題の補正を提起するなら、あわせて不法占拠物の撤去を求める裁判を起こす市の方針を提起すべきと考えるものであります。そのことが、この本件問題を和解に導く唯一の方針であると、このように考えるものであります。この点についての市長の見解もあわせて明らかにしていただきたいと思います。以上であります。

○議長（末吉定夫君）11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（末吉定夫君）休憩前に引き続き開議を開きます。

答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君）お答え申し上げます。まず1点目の訴訟の内容についてでございますけれども、久我氏より被告は原告に対しまして金50万円、及びこれに対する本状送達の日から翌日から支払い済みまで年5分の割合による金を支払えと。そして、訴訟費用は被告の負担とするというふうな内容でございます。

請求の原因といたしましては、1点目として、土地の上に家屋を有し居住している。

2点目は、被告は市道見長台・西ノ谷線のうち道路及び水路部分を所有管理している。

3点目は、本件営造物のうち隣接土地所有者によって建物敷地及びコンクリート等が不法に占拠されている。

4点目といたしましては、営造物は原告にとって国道128号線から原告土地へ至る唯一の道路であることから、占用行為によって通行可能な幅員が1.7メートルに狭められており、そのため、原告は車による安全な通行に支障を来し、本来通行し得る自動車、救急車、消防車も通行不能と

なっていて、生活上、多大な迷惑、不安をこうむっている。そして、原告は、原告土地のほかに有料駐車場を借りることを余儀なくされ、経済的損失もこうむっている。

5点目といたしましては、平成15年4月に営造物を国から譲与されたものであるが、その当時より本件営造物が不法占拠されていて、原告ら住民の交通が著しく阻害されている事実を知っているが、今日まで放置してきたものである。よって、被告には営造物の管理につき瑕疵があるというべきである。

6点目といたしまして、原告は被告に対し、国家賠償法第2条第1項に基づき、被告の管理、瑕疵によってこうむった被害の賠償を請求できるところ、原告は被害によって多大な精神的な苦痛をこうむったものであり、これを慰謝するには少なくとも金50万円が必要である。

7点目で、原告は被告に対し、慰謝料金50万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払い済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるというのが訴状の内容でございます。

2点目のどう受けとめているのかということにつきましては、裁判というところまで発展したことに対して、大変遺憾には思っております。ただし、平成14年の第1回目の境界立ち会いから今日まで何回ならず境界立ち会いをやってまいりましたが先ほど議員からお話がありましたように、現場でそういったものをやると罵声その他、立ち会いにならないというふうな状況でございましたので、何度立ち会いやっても不調に終わった。その結果、今日に至ったというふうに考えております。

そして、対応について適切であったかということでございますけれども、平成13年6月ごろから久我さんが車が入れないという相談から今日までの間、弁護士の先生や県関係、そして近隣の住民の方といろいろ話し合い、その他等をやってきておりましたけれども、最終的には境界に確定ができないということで今日を迎えたものというふうに認識しております。

また、今後の対応といたしましては、先ほど議員からお話がありました筆界特定制度の方に昨年の8月、申請いたしまして、ことしの3月に現地調査に入りまして、5月には近隣の住民から意見聴取、また、市初め整備センター等、意見聴取を行いまして、今現在、データ分析、その他解析をしているということでございます。その解析等が出るのが約1カ月ぐらいかかりまして、その後、再度、近隣住民、そして市、また整備センター等の意見聴取を行いまして、ことし11月ぐらには結論を出したいというふうに聞いております。

なお、今後はそこら辺の結論を見て、関係者に説明の上、対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君）経過についてはご説明ありました。問題は、そういう経過を市民の側にきちっと伝えて、監査請求やった人たちと十分の話し合いの上でやってきたわけじゃなくて、行政側がそういうふうに来てただけであって、しかも、筆界特定制度というのは法的拘束力が何も無い。私は、それをただらと待つんじゃなくて、裁判をこちら側が早急に起こすべきだと。そして、筆界特定制度の意見が出てくれば、判断が出てくれば、それは裁判を補強する材料として使えるのではないか、このように私は考えるわけでありまして。そういうことを一々、実効性の無いことを一つ一つ手続として踏みながら、いたずらに時間が引き延ばされた結果が、今日の市民から市長が訴えられる、こういう事態になったというふうに私は理解します。事実、そうだと思

いますよ。

先ほども言ったように、何もやってないとは言わないけれども、決断すべきときに決断し、打つべきときに手を打ってない。実効性ある措置をとらなかった。そのことに対する市民からの告発じゃないですか。私はそういうふうを受けとめて、これはひとり市長だけの責任じゃないです。周りにはスタッフがいるでしょう。相手の言うことをきちんと読み切って、見抜いた上で、行政としてしっかりとした対応をしてくれば、こういうことにはならなかったんですよ。

境界が確定されない確定されないと言いますが、確定されないから問題が起こっているんですよ。今、確定するための作業やっているじゃないですか。裁判所は、法的拘束力を持つ境界線が確定されていれば、そもそもこんな問題は起きなかった。こういう問題が起きるということは、市側の主張と向こうの主張が食い違うからである。そして、市側の主張を、その政治性を、妥当性を証明する材料は幾らでもあなた方はつくってきたじゃないですか。そうしたら、それをもって法治国家である日本は、どちらが妥当なのかということ判断することを裁判所に求める。裁判所が判断したことが境界確定なんです。それがなかったら、境界確定なんかできない。自然と境界確定はできないでしょう。話し合いに応じれば別にして、話し合いに応じない相手に、幾ら境界確定の話し合いをやったって、境界確定なんかできっこない。じゃあ境界確定は、我々の主張する境界は、妥当性がないのかと言えば、そんなことないでしょう。

私は平成14年12月18日、10時15分に久我原告人と一緒に大原土木を訪問しました。当時の田中課長が対応したのです。そこでいろいろなやりとりがありました。いろいろとやりとりがあったけれども、民民、要するにこの場合は、大原土木の田中課長が言う民民というのは、原告と赤線、青線をまたいでいる両側の市民との関係、これを民民と言っているんですね。民民の係争には、県としては余り口を出さない。今、県の見解を述べると、一方に加担したと言われかねない。ただ、裁判所から見解を求められれば、県としての見解を言わざるを得ない。この場合は、公図をもとに言うしかない、こういう答弁でした。

私は、いずれ本件問題は裁判になるんだ。勝浦市にこの赤線、青線は譲渡される。そうした場合に、あなた方がこの暗渠工事の図書など、資料は持っているはずだから、廃棄しないで保存しておいてほしい。勝浦市から請求があれば、市に渡してほしい、こういうふうに申し上げたところであります。これに対して大原土木の側は、関係図書、書類はすべて保管してあり、要請があれば、提供するというふうに言っているのです。

勝浦市は、この資料請求を要求しましたか。お聞きしたいんですけども。こういう状況証拠を幾つも積み重ねていって、市側の主張の正当性を立証していく。そういう活動をしなければ、境界なんて確定できるわけない。境界の確定は、自然と確定されるものじゃないんですよ。こういう作業を積み重ね、そして100万円もかけて測量士を頼んで業務委託して測量したでしょう。その結果、あなた方は自信持ったはずなんです。だから、その測量士の報告を受けて、なおかつ相手方に立ち退きを求めて話し合いを求めてきた、こういうことだと思うんですね。100万円かけて測量委託して、反対側の意見が出たら、あなた方はどうしましたか。今のような対応じゃないでしょう。あなた方は市民の税金使ってやったんだから、それがあなた方の主張を裏づけるようなことが出たのだったら、どうして活用しないんですか。

何度も言うようだけでも、境界確定というのは、これから確定する裁判になるんだ。市が訴えるというのは、裁判所にまず内実的には境界を確定させる。それで初めて法的権威が出てくるわ

けでしょう。そして、相手側を立ち退かせることが強制的に可能になる。そうでなかったら、境界なんか何の役にも立たないと思います。境界が確定されないからといったって、されないから係争になっているのです。しかも、係争になっていることをあなた方は市側の主張は正しいと思ってやっているわけですから、そうしたら、それを貫徹すればいいじゃないですか。

11月には筆界特定制度から結論が出される。それを見た上で対応すると。11月には出てくるだろうから、12月にはそのように対応するというふうに答弁がありましたから、それはそれで、ここ2カ月かそこらじっと我慢すればいいものを、何も今、無理やりにこうせい、ああせいというつもりありませんけれども、事柄の本質はそういうことだと。

私は、一刻も早く、市側が市条例に基づき、境界測量の結果に基づき、従来、勝浦市が主張してきたさまざまな主張に基づいて、この問題をきちっとした法的に解決する。そのことを、まず市が真剣になって取り組まなかったら、これは相手方と和解の道なんかありませんよ。ですから、私は再度お願いしたいのですけれども、境界を確定するための闘いがこれから始まる。裁判闘争がこれから始まる。そういう認識のもとに、それに利用できるものはすべて利用する。そういう立場から、今、名前が変わって大原の地域整備センターですか、ここに保管してある関係書類は全部コピーするなり何なり、市は提出を求める。そして、裁判に活用していく、こういうことが必要じゃないかというふうに思うわけでありませう。

さらに、昭和44年11月13日に国が国道建設のために当該地の一部を買収しました。分筆申請した際の測量図があるはずであります。これは登記所に添付書類を提出することになっているので、これはあるはずですよ。これによって、赤道との境界がわかるわけでしょう。こういうものも登記所へ行って調べれば、そういう古い資料だって我々は確保することができる。そして何よりも、建設課の係長なんかはあそこに2トン車が入った、こういう証言しているんですよ。現役でいるんですよ。そういう人たちの証言が得られるうちに、この問題は一刻も早く解決をして、市民から市長が訴えられる、しかも、きちんと職務を適切に履行しなかったということの名目にして訴えられるような、そんな不名誉な事件は一刻も早く脱却して、逆に市の財産を不法に占拠しているものを告発する、こういう裁判闘争に切りかえていただきたい。そのためには一刻も早く、私はこの問題についてきちっとした対応をした上で、相手側との和解、本件裁判の和解をしてもらおう、そういう交渉に入れる前提条件をつくっていくべきだと思うんですけれども、この点についての見解もあわせて求めて2回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君）お答え申し上げます。先ほど来の資料につきましては、一部、旧大原土木、今で言います整備センターの方からもらっております。ただし、今、問題となっておりますボックスカルバートの部分と水路のコンクリートブロック部分については、当時から書類はないということで聞いておりますので、今後につきましては、そこら辺も再度、整備センターの方へ確認していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）公務員として法律を遵守し、あるいは条例、規則を遵守して行動をすることは大切なことで、それにまつわる事柄の執行が不可能な場合は、これは協力を求めて、正しい判断の遂行に我々は遵守していかなくちゃいけない。当然のことです。

したがって、今回、自分たちだけのペースで仕事をしてきた、関係者にいろいろその辺の情報

を提供しなかったという面もございましょうけれども、一応、現段階としては、筆界によって公正な第三者の意見が証明できると思います。それを踏まえて、私たちは次の行動として何をすべきか。法律を守る、あるいは条例を守るということは、市民としても守るべきルールであるということでございますし、社会生活を営んでいく上でも、お互いにルールを守っていただかなければ、近所の付き合いもうまくいかないと思います。したがって、私たちはそういうことを踏まえて、決してこのことをないがしろにしているわけでもなく、また、うやむやにすることでもなく、必要な書類をすべて具備して、公正な判断を仰いでいきたいと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君）今の12ページ、13ページでの件なんですけど、この件に関して、今、水野議員から経過報告を求められ、課長が説明され、その中で当時、110万円なのか、100万円なのか、測量かけ、調査士に依頼し、その結果が今の訴訟している方から違っているんじゃないかという話の中で、この弁護士の着手金の問題に入ってると思うんですね。ただ、その筆界が3月に行われた、それが11月に結果として出てくる。物は別にして、その当時、測量かけたのは平成15年ですか、そのときの結果内容がどういう内容なのか、もう少し説明をお願いしたいという件。

当時、私もこれが地方分権の中で平成12年に移管された赤道、青道、これは一体何カ所あるんだという質問を本議会で聞いた経緯あります。そのときに勝浦市内53カ所だと。私の知っている限りではもっとあるはずです。実際、私のところもそうです。そういう中から考えたときに、この辺の対応が裁判結果とかいろんな面の中で、勝浦市の管理上の問題に関して、ここに入って、先ほど市長答弁の中で、法律、それこそ条例、これは法治国家として当たり前の話です。ただ、話し合いでつくべきものは話し合いでお互いに納得し合って、近隣との和むものが必要ではないかと、私は当時、その辺でも二、三、また本議会でも言っていると思います。それは違反しているものであれば是正しなければいけない、これは当たり前のことです。

そういう中で、1点だけ、今後、青道、赤道の問題については、どうしても勝浦市内の管理の中では非常に大きな問題になってくるのではないかという懸念の中で、今後、この問題を勝浦市もすべてこういう状態で対処していくのであれば、大変なのではないかという中で、もっと話し合いをもって対処できる方法を担当課長及び執行部は考えていくべき問題ではないかと私は思っている次第です。それについての今後の見通し、考え方を、市長の方からも一言お願いしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君）お答え申し上げます。平成16年に行いました、当時100万円というふうな数字になっておりますけども、測量の結果内容についてでございますけども、当時、業者委託いたしました小林さんの方からは、それぞれの地権者の土地等はそれなりにとれるというふうに話は聞いております。それを図上にあらわしていきますと、今現在、公図上に残っております水路、赤道、それが現在まだ生きております。現況を見てもらえればわかりますけども、水路が途中から道路の下の方へもぐっていると。その辺は国道の改修、その他、開発等でボックスだとか、そういうものを入れた関係で現在の状況になっているんじゃないかというふうには考えております。

その土地の内容につきましては、周りの地権者を客観的に見ますと、どうしてもそれぞれのおのが今現在使っているところの方へ食い込んできているような測量図にはなっております。

赤道と青道、早く言えば水路なんですけども、境界立ち会い等でいきますと、かなり昔から取り込んで、家を建てたり、擁壁を積んだり、そういうところが見られます。先ほど議員、ご指摘のように、53カ所という、これは当時の数字だと思いますが、現在まだそこまでは把握してございませんけども、かなりの箇所が上がってくるんじゃないかというふうに思っております。ただ、これは境界立ち会いを個人等、申請があった場合には出向きまして、円満解決していきたいというふうに考えております。

それぞれ個人の土地、また市の管理する道路、水路等でございますので、中には考え方、意見の相違によって今回の裁判になるような話もございますけども、行政としてみれば、そういうことのないように円満に解決していきたいというふうな考えでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君）当初の16年の小林さんの測量では、それはかかっているのではないかと途中で、何回か相手方に申し込んでも罵声を浴びせられたということだと、今議会でも出てきているんですけど、その辺、私も多少なりは聞いていた面もあるから、これを質問しているんですけど、最初、これが出たときに、逆にどこなのかなど。説明の中でここだということがわかったものですから今質問しているんですけど、そうであれば、実際、もっと相手方に言うべき問題というのが、ここまで来る前に、相手が話にならないと。人を介しても、何を介しても、私も言った件は確かにあります。出ているのであれば、これを取り壊しても道路として使わせてやらなければいけない。そして、出てないのであれば、相手も近隣であれば、角をとっても軽が入る。先ほど来、2トンダンプが入ったという話も職員が言ったらしいですけど、それは別にして、何らかの形で話し合いがついたのではないかという面は、私、考える次第です。今、課長は、今後は話し合っ、もっとひざを突き詰めて、その辺を解決していきたいと。まさにそういうものが必要ではないかと私は思っている話ですね。

実際、あの先の国道は、今、移管されたから勝浦市は管理上、大変なんですけど、あの先はむしろ本人の土地にその水路が入っていると私は聞いているんですね。そういう面からいったら、行政は住民として協力するべきものは協力し、話し合いつけるものは話し合いつけて、みんなが地域住民の中で生活していかなければいけないという念頭に、そういう問題も引きずって、それをどう解決していくのか。お金かかる話ばかりになっちゃうわけですよ。そして財政を圧迫する話ばかりになるわけですよ。そういう大きな意味を踏まえて、今後の行政運営というのは必要ではないかと。これは国の方で管理しているのであれば、国に押しつけなければいいという問題。今回の4号台風においても、赤道が下であれば、道路が下であれば、勝浦市が全部それを土を撤去する。実際、赤道が下にあった場合、民間がやっているところがあるんですよ、今回の4号台風においても。全部把握できるのかとは別なんですよ。

それはとにかく、今後の方針の中で、その辺、今聞いた中でお願いしたいということで、私の質問は終わりにします。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）今の一般会計で関連して3点ほど。1つは、前々段者も言っていたんですけども、議案提案者の姿勢の問題とか、10時から始まって間に休憩挟んで、今、11時43分ですか。これだけ質疑が出てますね。私も質疑やっているわけですから、2時間近くになっちゃうんですけど、つまり、提案者の提案理由の不足のために、こういう論議を深めざるを得ないとい

う話。だから、私も想像はついたけれども、先ほどの市長の提案理由の説明では、どういう経緯でということがわからない。ましてや、そう言うは何ですけれども、今までの議会でのやりとりとか経緯を知らない、今回初めて当選された議員の人たちにとっては、私以上に理解に苦しむと思いますね。そういう点では、前々段者も言っていたよう、この提案理由の説明はまさに舌足らずで、その辺をもう少し、一事が万事と言いますが、今後の問題としても、今の質疑全部を提案理由の説明なんて、私はそんな無茶なことを言っていない。これこれこういうことだから、弁護士報酬としてそういう計上なんだというぐらいの提案が欲しいと思うんだが、その点についてが1点。

2点目は、私も住民監査請求が行われて、それに対し勝浦市の監査委員会が取り上げて、受理して、その結論を出したというのも承知しておりましたが、市としては今後もぶれないで、その監査結果を尊重するというか、それを堅持してこのことに臨んでいくという姿勢は変わらないのかという点、2点目としてお聞きします。少なくとも住民監査請求が行われ、それに対して市の監査委員会が結論を出した。その結論をそのまま素直に受けとめて、今後もぶれることなく姿勢としては貫いていくか、こういうことです。

3点目としては、そうだとすれば、今度はそれに対して市が立場はそうであっても、十分な監査委員会の結論に基づく行動が監査請求をした人にとって不十分と映った上で、今度は行政訴訟が行われたわけです。しかし、この行政訴訟なるものは極めて中身的というか、解決は難しいかもしれないけれども、事の性質は段階を踏んでここまで来ている中で、私はその姿勢を貫くという立場に行政側が立つとすれば、何もあえてここで弁護士を雇い上げて、それに対して応訴していく必要があるのか。裁判だって、必ずしも弁護士を立てなきゃならないということはありませんから、事は明々白々なことだと、今の質問や質疑、あるいは答弁の限りでは、そういうふうには私は印象を持ったんですけれども、その点はどうなのか。なぜ、あえてここで弁護士を雇い上げなければやれない内容なのかということ。その3点について。

国保の方も一括ですね。国保の方で幾つかお聞きしたいのですけれども、私も国保運営協議会のメンバーとして今回、参画させていただいているので、そんなに詳しい話ではないのですが、一つは、今度の歳入歳出補正予算、国保会計の予算を見させていただくと、補正の中で国民健康保険税が1億344万9,000円の減額ですね。つまり、これだけ前年対比で減税だということだと思うのです。それはそれでいいのですが、その次の繰越金で7,843万8,000円が歳入で計上されているわけでありまして。だから、前議会のやりとりとか、その他の中では約2億円という繰越金の関係も明らかになってきているわけですが、しからば第1点目にお聞きしたいのは、繰越金のここに7,800万円余りを歳入として入れた相残りの繰越金は現時点で幾ら持っているのかということが1点。

そのうち、財政調整基金に恐らく積もうとしていると思うのですが、あるいは積んだと思うのですが、現時点での財政調整基金は幾らあるのかということですね、2点目。

3点目としては、それでは19年度の収支の見通しについて、どういうふうに見通しておられるのかということですね。

先ほど出ていた、なぜ勝浦市が高いのかという前段者の質疑に対して、最大の要因は1人当たりの医療費の額が県下でも高いと。確かに平成16年度あたりは県下で第1位です。2位か3位になったかもしれないけれども、確かにそういうことは一つ言えます。

しかし、今度の税の減額の中で、医療費1人当たりの額がこの国保運営協議会の中でも一部答弁あったのですが、右肩下がりで、16年度よりも17年度、17年度よりも18年度と、医療費の額が下がってきているのですね。特に17年度対18年度というのは、かなりの率で医療費が下がってきている。そういう傾向の中で、19年度をどう見るのかということだと思っておりますが、しかし、1人当たりの医療費は下がったかもしれないけれども、先ほどの答弁にもありましたように、新たに来年の4月から保険者による市民の健康診断の問題等々が出てくるという要因があるということも同時に言われているのです。それらこれらを踏まえた見通しについて、もう一度お尋ねをしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君）午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（末吉定夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君）それでは、私の方から3点につきましてご答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、議案の説明に係る関係でございますけれども、特に今回の補正予算の関係につきましては、水野議員からのご指摘ございまして、また児安議員からもご指摘ございました。いずれにいたしましても、今回の説明不足につきましては、おわびを申し上げたいと思っております。なお、今後も一般の議案につきましても、その事案によりまして、説明内容につきましては十分検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の今回の住民監査請求に伴う監査委員会の結果についての考え方でございますけれども、もちろん、ご案内のとおり、結果が出まして、市の方もそれを十分精査した上で関係者に通知したということで、当然ながら監査委員の監査につきましては、尊重してまいりたいというふうに思っております。

今回、補正予算の弁護士の手数料についての考え方でございますけれども、これまたご質問の中でございましたけれども、私の方からあえて申し上げるまでもなく、現行法では直接と言わず間接と言わず、弁護士強制主義は採用されておられません。したがって、あえて弁護士を依頼しなくてもよろしいというふうになっておりますけれども、私ども専門家でもございせんし、専門的な知識を持っていません。それによりまして、この訴訟が適切に対処できるかどうか不安でございますので、これら訴訟に適切に対処するためには、今後におきましても、市といたしましては、訴訟代理人を定めて、これら原告、被告の場合も対処してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君）お答えいたします。まず1点目の繰越金と基金につきましては、一本で説明申し上げたいと思っております。

まず、18年度の決算におきましては、2億36万3,276円が繰越金として発生しております。そのうち当初予算の計上が1,003万2,000円でございます。また、今回補正予算におきまして7,843万8,000円を行っておりますので、これから差し引きをいたしますと1億1,189万3,276円とな

ります。そのうち歳計剰余金処分といたしまして、6月1日に5,000万円ほど基金の方に積みさ  
せていただきましたので、それによりまして繰越金の残高、いわゆる現在の留保額でございます  
けれども、6,189万3,276円となっております。また、基金でございますけれども、基金は1億  
233円と、このような状況でございます。

次に、19年度の見通しについてということでございますけれども、今回のこの補正予算におき  
まして、18年度の実績等を踏まえまして、見直しをさせていただいたところでございます。した  
がしまして、今後の見通しということになりますと、今回提出しましたこの見込みが、結果と  
して今後の見通しになるであろうという形で現在は考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）一般会計の方は結構です。その答弁で一応理解しました。

国保なんですけど、国保運営協議会に出された資料でもそうなんですけど、保険給付費等の状況な  
んですけど、平成14年度から19年度の一般被保険者の療養給付について一覧で出されています。  
14年度から19年度で出されているのを見ますと、対14年度比で15年度が約10%の給付費の増、15  
年対比で16年度が約9%の医療費の療養の給付の増、16年対比の17年度が約7%の増、17年度対  
比で18年度が約2%の増、つまり、さっき言いましたように、給付費が年々、この5年間で10%  
増から2%増に漸減してきているという中で、19年度はそれを今度は5%、約2倍に給付費の伸  
びが上がるよと、こういう見方しているんですね。私はこの5年間ずっと漸減してきている中  
で、なぜ18年度から19年度でこの給付費のふえる率を2倍に見込んだのかということなんです  
ね。だから、私は、最低、伸びないよと。つまり、2%増ぐらいで、あるいは2.5%増ぐら  
いで見るならば、もっと財源的な余裕も出るんじゃないかというふうに見ているんだが、その  
点について、再度お聞きします。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君）お答えいたします。議員おっしゃるとおり、これは一般被保険者分にか  
かります療養の給付でございますけれども、確かに伸びが鈍化傾向にあることは事実でござい  
ます。また、私の方も18年度の関係におきましては、マクロ政策と申しましうか、診療報酬の  
引き下げ、3.16%あったわけでございますけれども、そういうものがある程度、影響している  
のではないかと考えております。しかし、現段階におきます、わずか3カ月ほどでしか実  
績はございませんけれども、これの一般被保険者分の療養給付費につきまして、3カ月分です  
けれども、大体月平均で9,700万円支出しております。この9,700万円という数字は、過去四、五  
年を比べてみましても、はっきり申し上げまして一番高い数字でございます。単純に9,700万円  
を12カ月掛けましても、11億6,400万円ぐらいになると思いますけれども、それで今回の補正で  
最終見込みが11億8,400万円ということで、私の方といたしましては、現在の状況からいたしま  
すと、妥当な数字であるというような考えでおります。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号及び議案第38号、以上2件につ  
いては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君）挙手全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君）次に、議案第38号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君）挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

閉 会

○議長（末吉定夫君）以上をもちまして今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成19年7月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時10分 閉会

---

本日の会議に付した事件

1. 市長の行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第36号～議案第38号の総括審議

上記会議の・末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市議会議長

署名議員

署名議員